法別表第二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　国家戦略特別区域限定保育士登録証の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三　国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　国家戦略特別区域限定保育士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［二～十　略］
法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
法別表第二の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　略］
法別表第二の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
法別表第二の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
法別表第二の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
法別表第二の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第二の十四の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第二の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
法別表第二の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］

［新設］
法別表第二の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費若しくは同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の通所給付決定に係る障害児若しくはその保護者又は同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に係る障害児若しくはその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
［二～十　同上］
法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十五　同上］
法別表第二の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第二の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
法別表第二の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
法別表第二の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第二の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第二の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
法別表第二の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］